

刈谷市犯罪被害者等支援制度の概要（案） ※イメージです。

対象となる犯罪

日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する故意の犯罪が対象です。

（例）殺人、強盗、傷害、不同意性交等、不同意わいせつ等の故意により死傷させる犯罪。

（※過失による犯罪は対象外です。）

支援金支給・日常生活支援の対象となる方

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、刈谷市内に住所を有していた犯罪被害者及びご家族の方

※事実上の婚姻関係、パートナーシップ、ファミリーシップにあった方を含む

支援金の種類

遺族支援金【30 万円】

- ・ 犯罪被害者の第一順位遺族が支給対象

重傷病支援金【10 万円】

- ・ 犯罪被害により重傷病（療養の期間が1 か月以上かつ入院3日以上を要する負傷または疾病）を負った犯罪被害者本人が対象

精神療養支援金【2万5千円】

- ・ 犯罪被害により精神疾患（療養の期間が1 か月以上かつ入院3日以上を要する負傷または疾病）を負った犯罪被害者本人が対象

日常生活支援の種類

ホームヘルプサービス

- ・ 家事、育児、介護の支援を行います。
- ・ 上限 60 時間

配食サービス

- ・ 食事（弁当）を居宅へ配達します。
- ・ 上限 30 日間